

江東区障害者移動支援事業 重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	グッドワン株式会社
主たる事務所の所在地	〒135-0002 東京都江東区住吉一丁目14番11号
代表者（職名・氏名）	代表取締役社長 高橋 倫子
設立年月日	平成28年12月1日
電話番号	03-6284-0411

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	グッドワン東部営業所	
サービスの種類	江東区障害者移動支援事業	
事業所の所在地	〒136-0076 東京都江東区南砂6-3-26 長江ビル102	
電話番号	03-6666-1152	
登録年月日・事業所番号	平成29年5月1日登録	9900000212
管理者の氏名	藤本 裕士	
通常の事業の実施地域	江東区	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	屋外での移動が困難な障害者（児）の外出を支援することにより、地域における自立生活及び社会参加を支援することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」と略します。）その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する区市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供する移動支援サービスの内容

身体介護有 身体介護無	・生活必需品の買物、金融機関の手続等、社会生活上必要不可欠な外出 ・余暇活動・文化活動等社会参加のための外出（営利活動は除く） ※ 通年かつ長期にわたる外出は原則対象外となります。
----------------	--

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月30日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制（令和8年6月1日現在）

従業者の職種	勤務の形態・人数			
介護福祉士	常 勤	4 人	非常勤	1 2 人
実務者研修修了者・基礎研修	常 勤	1 人	非常勤	6 人
ホームヘルパー 1 級研修修了者	常 勤	—	非常勤	2 人
介護職員初任者研修（2 級含む）修了者	常 勤	—	非常勤	2 1 人

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	
--------------	--

8. 虐待防止の責任者

虐待防止に関する責任者を下記のとおり選定し、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。

虐待防止責任者の氏名（管理者）	藤本 裕士
-----------------	-------

9. 利用料

(1) 移動支援サービスに係る利用者負担額

移動支援サービスに係る利用者負担額は、江東区が定める利用者負担上限月額（移動支援サービスに要した総費用額の5%相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

また、移動支援サービスに要した総費用額から利用者負担額を差し引いた額を介護給付費として事業者が受領します。移動支援サービス提供に要した総費用額は、居宅介護サービス等と同様に次の算定式により算定された額となります。

【基本部分】

1回あたりの所要時間		基本利用料	利用者負担額 (基本利用料の5%)
身体介護有	30分未満	2,867円	143円
	30分以上60分未満	4,524円	226円
	60分以上90分未満	6,574円	328円
	90分以上120分未満	7,492円	374円
	120分以上150分未満	8,444円	422円
	150分以上180分未満	9,374円	468円
	180分以上210分未満	10,315円	515円
	210分以上（30分増す毎に 右料金に+930円）	11,244円 (+930円/30分)	562円 (+46円/30分)
身体介護無	30分未満	1,187円	59円
	30分以上60分未満	2,206円	110円
	60分以上90分未満	3,080円	154円
	90分以上120分未満	3,864円	193円
	120分以上（30分増す毎に 右料金に+773円）	4,636円 (+773円/30分)	231円 (+38円/30分)

(注) ①身体的理由②暴力行為等③その他利用者の状況から①、②に準ずると認められる場合のいずれかに該当し、江東区により2人の従業者の派遣が認められている場合で、利用者から同意を得ている場合には、上記基本利用料の2倍の額となります。上記以外で、利用者が希望する場合は、利用者から移動支援サービス費相当の自費をいただきます。

上記の基本利用料は、江東区が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加 算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額	
			基本利用料	利用者負担額 (基本利用料の5%)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合、30分毎に加算	身あり	716円	35円
		身なし	302円	15円
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合、30分毎に加算	身あり	1,433円	71円
		身なし	593円	29円
初回加算	新規(過去2ヶ月間サービス利用がなかった)利用者へサービス提供した場合(1月につき)		2,240円	112円
利用者負担上限額管理加算	利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合(1月につき)		1,680円	84円

(2) キャンセル料(消費税込み)

利用予定の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます(2人対応の場合は、派遣人数分のキャンセル料が必要。)。ただし、あなたの体調や容体の急変等、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
午前利用予定：前日午後5時までにご連絡をいただいた場合 午後利用予定：当日午前9時までご連絡をいただいた場合	無 料
上記までご連絡がなかった場合	2,100円

(3) その他の料金

- ① 通常の事業の実施地域内の交通費は無料ですが、それ以外の地域へのサービス提供の場合、従業員の交通費の実費をご負担いただく場合があります。
- ② 移動支援サービス実施のために使用する水道・ガス・電気・電話の費用、通院介助など外出に係る従業員の交通費、入場料等が必要な場合は、利用者負担となります。

(4) 支払方法

毎月15日頃までに前月分の請求をいたしますので、次の3つのいずれかの方法により、月末までにお支払ください。利用者負担金の支払を受けた後、領収書を発行いたします。

支払方法	支払い要件等
口座引落し	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振込み	サービスを利用した月の翌月の末日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する口座にお振り込みください。 ※ 振込手数料は利用者負担となります。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。※別紙「緊急連絡表」

11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、区市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	03-6666-1152
	担当者氏名	藤本 裕士

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	江東区障害者施策課	電話番号 03-3647-9350
	福祉サービス運営適正化委員会	電話番号 03-5283-7020

※ 詳細は、「苦情解決のために講ずる措置の概要」のとおり

13. 第三者評価の実施状況

なし

14. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、移動支援員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 下記のような行為があり、ハラスメントに該当すると認められた場合、サービスを中止させていただきます。
 - ① 暴力又は乱暴な言動、無理な要求
 - ・物を投げつける
 - ・刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける
 - ・怒鳴る、奇声・大声を発する
 - ・対象範囲外のサービスの強要
 - ② セクシュアルハラスメント
 - ・訪問介護員等の体を触る、手を握る
 - ・腕を引っ張り抱きしめる
 - ・ヌード写真（画像）を見せる
 - ・性的な話や卑猥な言動をする など
 - ③ その他
 - ・訪問介護員等の自宅の住所や電話番号を聞く
 - ・ストーカー行為 など
- (3) 万が一、感染症、身体状況等によっては、ご利用をお断りする場合があります。
- (4) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (5) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は相談支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	グッドワン東部営業所
申請するサービス種類	江東区移動支援事業

措 置 の 概 要

1 利用者(入所者)又はその家族からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者

- ① 連絡先 TEL:03-6666-1152 FAX:03-6666-1153
- ② 担当者名 藤本 裕士
- ③ 受付時間 8:30～17:30
- ④ 担当者が不在の場合の対応 携帯電話へ転送

2 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順

- ① 苦情原因の把握
当日、翌日又は近日中に利用者宅に訪問し、受け付けた苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し、了解を得る。又速やかに解決を図る旨を伝達する。
- ② 検討会の実施
苦情内容の原因を分析するため、関係者の出席のもと対応策の協議を行う。
- ③ 改善の実施
利用者に対し、対応策を説明し、同意を得るとともに改善を速やかに実施し改善状況を確認する。
(損害を賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償する)
- ④ 解決困難な場合
区に連絡し、助言・指導を得て改善を行う。又解決できない場合には、区と協議し福祉サービス運営適正化委員会への連絡も検討する。

・江東区障害福祉部障害者施策課指導検査係

住所: 東京都江東区東陽4-11-28

TEL :03-3647-9350

・福祉サービス運営適正化委員会

住所: 東京都千代田区神田駿河台1-8-11

TEL :03-5283-7020

- ⑤ 再発防止
同様の苦情・事故が起らないように、苦情処理の内容を記録した『苦情処理マニュアル』を作成し、従業者へ周知するとともに、改善・再発防止の研修会を開催してサービスの質の向上を目指す。
- ⑥ 事故発生時の対応等
事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じられるよう、あらかじめ関係機関との対応方法を定め、関係機関に周知し、協力を依頼する。

3 その他参考事項

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	東京都江東区住吉一丁目14番11号
	事業者名	グッドワン株式会社
	代表者職・氏名	代表取締役社長 高橋 倫子 印
事業所	所在地	東京都江東区南砂6-3-26 長江ビル102
	事業所名	グッドワン東部営業所
	説明者職・氏名	印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

署名代行者（又は法定代理人）		
	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	

立会人	住所	
	氏名	印
	本人との続柄	